

## 八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (平成25年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日:平成26年4月1日

情報の公表期間:平成29年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町4341番地1													
平成 25 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>一般廃棄物</b>														
A系 可燃ごみ量 (ton)	-	116.87	148.69	177.89	139.37	149.65	128.19	144.01	94.17	130.74	129.91	112.56	129.33	
B系 可燃ごみ量 (ton)	-	157.72	147.95	56.30	160.63	166.93	111.61	141.00	134.26	115.96	123.42	91.61	121.50	
<b>燃焼室中の燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ( )	800以上	860	910	866	888	886	885	882	879	881	884	874	892	
測定を行った位置	-	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ( )	800以上	899	898	894	888	902	900	891	888	891	886	880	891	
<b>集塵機に流入する燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値 ( )	概ね200	173	177	169	179	185	178	185	177	179	186	173	172	
<b>排ガス中の一酸化炭素濃度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値 (ppm)	100ppm以下	18	28	18	18	16	25	27	29	34	22	26	21	
<b>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日</b>														
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
<b>排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫酸化物月平均値 (ppm)	100以下	30	27	15	31	34	32	29	15	26	24	18	19
	塩化水素月平均値 (ppm)	430以下	78	82	59	88	93	62	88	72	90	87	57	57
	窒素酸化物月平均値 (ppm)	250以下	137	137	117	138	132	126	132	136	146	151	142	139
<b>排ガス中のダイオキシン類</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	-	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	-	H25.7.9						H25.7.10						
測定結果を得られた年月日	-	H25.9.19						H25.9.19						
測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	10以下	0.057						0.1						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記しておりません。

平成 25 年度  
維持管理状況に関する情報